平成２４年（フ）第６４４号
岡山県倉敷市児島小川９丁目１番15号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５１号
岡山市南区泉田400番地11　三木荘Ｂ－９号
債務者　田中　泰典
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３号
東京都荒川区西尾久７丁目４－９－201
債務者　石井由美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９号
東京都大田区上池台３丁目11－７－105
債務者　幾井　良子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1682－１－203
債務者　竹之下ひろみ
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２号
神奈川県横浜市南区六ツ川４丁目1195－103
債務者　阿部美奈子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1961番地３
債務者　二宮　清志
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１５３号
栃木県栃木市今泉町１丁目18番28号　エルディム牛久
債務者　関口　友子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１６８５号
東京都葛飾区東金町１丁目36－２－1405
破産者　常盤　明雄
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６９４号
埼玉県熊谷市宮本町238番地
破産者　株式会社原正
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６９５号
埼玉県八潮市大瀬833番地
破産者　埼玉コンチネンタルホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６９６号
東京都江東区東雲１丁目９－21－1108
破産者　原　　則之
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２３号
東京都八王子市大和田町４丁目14番８号
破産者　株式会社橋本工務店
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２４号
神奈川県平塚市田村１－11－19－803　ダイアパレス平塚第５、住民票上の住所東京都八王子市小宮町1057－３－Ａ
破産者　橋本　芳典
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７２５号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺779－１－Ａ－１
破産者　橋本　正美
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４４号
埼玉県三郷市彦成４丁目１－９－405
破産者　近藤　光夫
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７４５号
埼玉県三郷市彦成４丁目１－９－405
破産者　近藤日登美
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７６９号
埼玉県新座市馬場３丁目３番18号
破産者　株式会社阿部商会
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７７０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目26－５－302
破産者　阿部　正彦
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部